

広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第四十七号

広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

広島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十八年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（県自然環境保全地域の最低面積等） 第三条 条例第十三条第一項各号の規則で定める面積及び同項第五号の規則で定める土地の区域は、次に掲げるとおりとする。 一一五 （略） （公聴会） 第五条 知事は、条例第十三条第六項（同条第九項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。 2 （略） 第七条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。 第九条 公述人及び発言を許された者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 2 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。 （県自然環境保全地域における保全のための施設） 第十二条 条例第十五条第一項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。 一一四 （略） （県自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議書）	（県自然環境保全地域の最低面積等） 第三条 条例第十三条第一項各号の規則で定める面積及び同項第五号の規則で定める土地の区域は、次の各号に掲げるとおりとする。 一一五 （略） （公聴会） 第五条 知事は、条例第十三条第六項（同条第九項及び条例第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見をきこうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見をきく必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。 2 （略） 第七条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見をきこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。 第九条 公述人及び発言を許された者の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。 2 公述人及び発言を許された者が前項の範囲をこえて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。 （県自然環境保全地域における保全のための施設） 第十二条 条例第十五条第一項の規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。 一一四 （略） （県自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議書）

第十三条 条例第十五条第二項の規定による保全事業の執行の協議の申出は、次に掲げる事項を記載した協議書を提出して行うものとする。

一―七 (略)

2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

一 (略)

二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三・四 (略)

(特別地区内における行為の許可申請書)

第十四条 条例第十六条第四項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一―四 (略)

五 行為地及びその付近の状況

六・七 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

一 (略)

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 (略)

四 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(特別地区内の行為の許可基準)

第十五条 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

(イ) (ト) (略)

(チ) 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二

条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船

（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第十七条第

一号トにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設

(カ) (リ) (略)

(キ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに付帯する建築物を含む）

(コ) (ヨ) (略)

(ク) (フ) (略)

(ケ) (イ)から(ホ)まで、(ト)から(ヌ)まで、(リ)又は(ロ)から(オ)までに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

第十三条 条例第十五条第二項の規定による保全事業の執行の協議の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書を提出して行うものとする。

一―七 (略)

2 前項の協議書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

一 (略)

二 施設の附近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三・四 (略)

(特別地区内における行為の許可申請書)

第十四条 条例第十六条第四項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一―四 (略)

五 行為地及びその附近の状況

六・七 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

一 (略)

二 行為地及びその附近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 (略)

四 行為終了後における行為地及びその附近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(特別地区内の行為の許可基準)

第十五条 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ (略)

(イ) (ト) (略)

(チ) 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二

条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船

（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第十七条第

一号へにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設

(カ) (リ) (略)

(キ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに付帯する建築物を含む）

(コ) (ヨ) (略)

(ク) (フ) (略)

(ケ) (イ)から(ホ)まで、(ト)から(ヌ)まで、(リ)又は(ロ)から(オ)までに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

	(七) 略 ニ・ホ (略) 二 (略) イニ (略) ホ (略) (1) 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。 (2) (略) 三十四 (略)
	(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為) 第十六条 条例第十六条第十項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 一―十二 (略)
	(特別地区内における許可等を要しない行為) 第十七条 条例第十六条第十項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 (略) イハ (略) ニ 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。 ホレ (略) ソ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること(改築又は増築後において高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。) ツノ (略) オ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために工作物を設置すること。 ク 広島県野生生物の種の保護に関する条例(平成六年広島県条例第一号)第二十八条第一項に規定する認定保護管理事業等(以下「認定保護管理事業等」という。)の実施のために工作物を設置すること。 ヤ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。 マ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

	(七) 略 ニ・ホ (略) 二 (略) イニ (略) ホ (略) (1) 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さをこえないこと。 (2) (略) 三十四 (略)
	(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為) 第十六条 条例第十六条第十項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一―十二 (略)
	(特別地区内における許可等を要しない行為) 第十七条 条例第十六条第十項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一 (略) イハ (略) ニータ (略) レ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること(改築又は増築後において高さが二十メートルをこえるものとなる場合における改築又は増築を除く。) ソウ (略)

二一四
五（略）

イホ（略）

ヘ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

ト 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

チ 広島県野生生物の種の保護に関する条例第十二条第一項の規定による知事への届出に係る木竹であつて、同条例第六条第二項に規定する指定野生生物種で同条例第九条第一項に規定する特定野生生物種（以下この号及び第七号において「特定野生生物種」という。）以外のもの（同条例第三十三条第三項の規定による通知に係るものを含む。）又は同条例第十四条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、特定野生生物種に係るもの（同条例第三十三条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

リ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

ヌ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

七六
（略）

イト（略）

チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

リ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

ヌ 広島県野生生物の種の保護に関する条例第十二条第一項の規定による知事への届出に係る木竹であつて、同条例第六条第二項に規定する指定野生生物種で特定野生生物種以外のもの（同条例第三十三条第三項の規定による通知に係るものを含む。）又は同条例第十四条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、

二一四
五（略）

イホ（略）

ヘ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

七六
（略）

イト（略）

チ 広島県野生生物の種の保護に関する条例（平成六年広島県条例第一号）第十二条第一項の規定による知事への届出に係る木竹であつて、同条例第六条第二項に規定する指定野生生物種で同条例第九条第一項に規定する特定野生生物種（以下この号において「特定野生生物種」という。）以外のもの（同条例第三十三条第

特定野生生物種に係るもの（同条例第三十三条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

ル 認定保護管理事業等の実施のために木竹を損傷すること。

ヲヨ （略）

ハ―十 （略）

十一 （略）

イト （略）

チ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

リ （略）

十二 （略）

イ （略）

ロ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ハ―リ （略）

十三 （略）

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第十九条 条例第十七条第三項第五号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第十七条第一号、第五号ロから升まで又は第十二号イからへまで、チ若しくはリに掲げる行為（同条第一号又は第十二号ハにあつては、工作物を新築することを除く。

）

二 （略）

三 （略）

イーニ （略）

ホ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）

ヘ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

ト

広島県野生生物の種の保護に関する条例第十二条第一項の規定による知事への届出に係る行為（同条例第三十三条第三項の規定による通知に係るものを含む。

三項の規定による通知に係るものを含む。）又は同条例第十四条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、特定野生生物種に係るもの（同条例第三十三条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

リ―ヲ （略）

ハ―十 （略）

十一 （略）

イト （略）

チ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

リ （略）

十二 （略）

イ （略）

ロ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ハ―リ （略）

十三 （略）

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第十九条 条例第十七条第三項第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十七条第一号、第五号ロからホまで又は第十二号イからへまで、チ若しくはリに掲げる行為（同条第一号又は第十二号ハにあつては、工作物を新築することを除く。

）

二 （略）

三 （略）

イーニ （略）

〔又は同条例第十四条第一項の規定による知事の許可に係る行為（同条例第三十三条第二項の規定による協議に係るものを含む。）〕

チ 認定保護管理事業等の実施のための行為

四 (略)

(普通地区内における行為の届出書)

第二十条の二 (略)

2 (略)

3 条例第十八条第一項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第二十三条 条例第十八条第六項第四号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 (略)

イ 第十七条第一号に掲げるもの（同号ネ、ム及びウに掲げるものを除く。）

ロ・ハ (略)

ニ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ホ 条例第十八条第一項の規定による届出（条例第二十一条第二項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第十八条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第四項の期間を経過したものに限る。）、この条の各号に掲げる行為又は第二十一条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

二 (略)

イ (略)

ロ 第二十一条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ハ 面積が二百平方メートルを超えない土

四 (略)

(普通地区内における行為の届出書)

第二十条の二 (略)

2 (略)

3 条例第十八条第一項の規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第二十三条 条例第十八条第六項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

イ 第十七条第一号に掲げるもの（同号ツ、ラ及びムに掲げるものを除く。）

ロ・ハ (略)

ニ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において幅員が四メートルをこえるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ホ 条例第十八条第一項の規定による届出（条例第二十一条第二項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第十八条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第四項の期間を経過したものに限る。）、この条の各号に掲げる行為又は第二十一条に規定する基準をこえない工作物の新築、改築若しくは増築（改築又は増築後において同条に規定する基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

二 (略)

イ (略)

ロ 第二十一条に規定する基準をこえない工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同条に規定する基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ハ 面積が二百平方メートルをこえない土

地の形質の変更で、高さが二メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの	三 (略)
イ (略) ロ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが二メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの 四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が二百平方メートルを超えないもの	五 (略)
六 (略) イ 水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為	ロ (略)
イ) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)	ロ (略)
ロ) 用排水施設(幅員が四メートル以下の水路を除く。)又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において幅員が、四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)

地の形質の変更で、高さが二メートルをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの	三 (略)
イ (略) ロ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートルをこえず、かつ、高さが二メートルをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの 四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が二百平方メートルをこえないもの	五 (略)
六 (略) イ 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為	ロ (略)
イ) 住宅又は高さが十メートルをこえ、若しくは床面積の合計が五百平方メートルをこえる建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十メートルをこえ、又は床面積の合計が五百平方メートルをこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。)	ロ (略)
ロ) 用排水施設(幅員が四メートル以下の水路を除く。)又は幅員が四メートルをこえる農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において幅員が、四メートルをこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)
ハ (略)	ハ (略)

出（条例第二十七条において準用する条例第二十一条第二項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第二十五条第三項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第五項の期間を経過したものに限る。）、この条の各号に掲げる行為又は第三十条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。 三―六（略）	出（条例第二十七条において準用する条例第二十一条第二項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第二十五条第三項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第五項の期間を経過したものに限る。）、この条の各号に掲げる行為又は第三十条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。 三―六（略）
（自然環境保全協定の対象行為等） 第三十三条 条例第二十八条の規則で定める行為は、次に掲げるものとし、同条の規模の基準は、五ヘクタール（土石の採取にあつては一ヘクタール、第一号に係るものにあつては二十ヘクタール）とする。 一―三（略）	（自然環境保全協定の対象行為等） 第三十三条 条例第二十八条の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとし、同条の規模の基準は、五ヘクタール（土石の採取にあつては一ヘクタール、第一号に係るものにあつては二十ヘクタール）とする。 一―三（略）
（補償請求書） 第三十七条 条例第四十条第一項又は第二項の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。 一―三（略）	（補償請求書） 第三十七条 条例第四十条第一項又は第二項の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。 一―三（略）
（非常災害の応急措置として行つた行為等の届出書） 第三十八条 条例第十六条第七項又は第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一―六（略） 2（略）	（非常災害の応急措置として行つた行為等の届出書） 第三十八条 条例第十六条第七項又は第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一―六（略） 2（略）
（教育又は学術研究として行う鉱物の掘採等の届出書） 第四十条 第十七条第三号二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一―四（略） 五 行為地及びその付近の状況 六・七（略） 2（略）	（教育又は学術研究として行う鉱物の掘採等の届出書） 第四十条 第十七条第三号二の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一―四（略） 五 行為地及びその<u>附近</u>の状況 六・七（略） 2（略）

別記様式第二号及び別記様式第三号の様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。